

文化財レポート

目次

府指定文化財の紹介…巨椋神社（城陽市）……………2

『世界遺産 大シルクロード展』を振り返る……………3

新指定・登録文化財（京都府・第四二回）……………8

国指定・登録文化財（令和六年・京都府分）……………8

公益財団法人 京都文化財団 文化財保護基金室……………11



巨椋神社 本殿正側面

2025.3

No. 38

文化財保護資金 貸付のしおり

社寺建造物、美術品等文化財の保全に必要な修理事業などに長期、低利の貸付をしています。

貸付対象者	文化財の所有者又は管理者
貸付対象事業	京都府内に所在する文化財及び文化資料を対象とした事業 ・文化財の修理 ・文化財の保全に必要な防災施設その他の環境整備 ・文化財の公開及び記録 ・その他文化財の保存について必要と認める事業
貸付限度額	原則として1,500万円以内。現在、文化財保護資金の融資を受けている方は残存債務と合わせて5,000万円を超えない額
貸付利率	年0.9パーセント
貸付期間	10箇年、7箇年、5箇年、3箇年のいずれか（いずれも1年以内の据置期間を含む）
償還方法	元利均等年賦償還
償還期日	毎年2月1日（年1回のみ）
保証人	原則として3人の連帯保証
貸付方法	① 借入相談・申込（申込書を提出） ② 貸付の決定（現地調査―貸付審査委員会の承認―貸付決定―申込者へ決定通知） ③ 事業の開始報告 ④ 事業の完了報告 ⑤ 貸付契約締結（貸借契約書作成） ⑥ 資金の交付

貸付の申込み・問合せ先

公益財団法人京都文化財団 文化財保護基金室 電話（075）213-3660
〒604-8183 京都市中京区高倉三条上（京都府京都文化博物館内）

《事項の説明》

■貸付対象者

文化財の所有者又は管理者で、次の要件を備えた方であればなたでも申し込んでいただけます。

① 償還能力のある方 ② 当該文化財を将来適切に保存する見込みのある方

■貸付対象事業

文化財は、指定、未指定を問いません。貸付の事例として次のものが該当します。

- 本殿・本堂、庫裏、仏像、ふすま絵、民俗資料等の修理 ○収蔵庫建設、修理
○防火・防犯設備の新設、修理、地震対策、シロアリ防除 ○民俗資料・民俗芸能等の公開、記録
○築地塀・土塀・庭園の修理、社務所・寺務所建替、がけ崩れ保全 ○庭園復元、樹木保全、遺跡の跡地購入

■貸付限度額

現在、この貸付を受けて償還中であっても新たに修理等が必要なときは、貸付の再利用が可能です。1年度1,500万円以内、複数年度合計で5,000万円を超えない額。

■貸付利率

例えば、10月1日に1,000万円貸付、期間10年の年賦償還は次のとおりです。

回	償還日	償還額（円）	回	償還日	償還額（円）
1	最初の2月1日*	30,575	6	6年目の2月1日	1,161,709
2	2年目の2月1日	1,161,709	7	7年目の2月1日	//
3	3年目の2月1日	//	8	8年目の2月1日	//
4	4年目の2月1日	//	9	9年目の2月1日	//
5	5年目の2月1日	//	10	10年目の2月1日	//

*最初の2月1日の償還は、利子のみとなります。

*途中で残額の返済が可能になれば、いつでも全額を繰上償還していただくことができます。

■保証人

宗教法人の場合は、原則として代表役員及び責任役員の職にある者とします。担保の設定は、不要です。

この冊子に記載されている情報及び画像の無断複製・転載を禁止します。

令和七年三月発行
文化財レポート 第三十八号
編集発行
公益財団法人 京都文化財団
文化財保護基金室
〒604-8183 京都市中京区高倉通三条上ル
東片町六二三番地ノ一
（京都文化博物館内）
TEL (075) 213-3660
FAX (075) 330-6894

本誌をご希望の方は、住所、氏名、電話番号をご記入の上、百八十円分の切手（本誌一冊の郵送料金分）とともに、当財団文化財保護基金室までお送りください。

文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗印「文化財愛護シンボルマーク」が昭和四十一年五月に定められました。広げた両手の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（ときよう・組みもの）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。



文化財愛護シンボルマーク